

船舶事故調査報告書

平成26年10月30日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 庄司邦昭（部会長）
 委員 小須田 敏
 委員 根本美奈

事故種類	衝突（消波ブロック）
発生日時	平成26年6月2日 02時40分ごろ
発生場所	新潟県村上市岩船港 岩船港第2西防波堤灯台から真方位023° 117m付近 （概位 北緯38° 11.0′ 東経139° 25.1′）
事故調査の経過	平成26年6月10日、本事故の調査を担当する主管調査官（仙台事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 ^{はくりゅう} 白龍丸、9.7トン HK2-22989（漁船登録番号）、個人所有 15.45m (Lr) × 3.79m × 1.45m、FRP ディーゼル機関、504kW、平成17年6月19日 第210-51952号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	船長 男性 30歳 一級小型船舶操縦士 免許登録日 平成18年3月6日 免許証交付日 平成23年3月3日 （平成28年3月5日まで有効）
死傷者等	なし
損傷	本船 バルバスバウ及び船首部外板に亀裂を伴う凹損 消波ブロック なし
事故の経過	本船は、船長及び前船長である甲板員が乗り組み、平成26年6月1日08時00分ごろ岩船港を出港し、同港の北西方沖でいか一本釣り漁の操業後、22時00分ごろ、帰るため、同港の北西方47海里（M）付近の漁場を発進した。 船長は、単独で操船に当たり、GPSプロッターに記録していた岩船港第2西防波堤灯台から225°（真方位、以下同じ。）0.15M付近の地点（以下「本件マーカー」という。）に向けて自動操舵とし、約118°の針路、約9.5ノットの対地速力で航行した。 船長は、操舵室左舷寄りに設置された椅子に腰を掛けて操船に当たり、6Mレンジとしていたレーダーにより、岩船港の北西方約4～7Mの海域で操業中の漁船群を認めたため、操舵を手動に切り替えて避

	<p>航した後、ふだんのように眠気を感じた状態で手動操舵によって操船を続けていたところ、入港まで約15分の距離となる本件マーカ一まで約3.4Mの地点に達していることをGPSプロッターで確認後、いつしか居眠りに陥った。</p> <p>本船は、船長が居眠りした状態で航行を続け、2日02時40分ごろ岩船港第2西防波堤の沖側に設置された消波ブロックに衝突した。</p> <p>船長は、衝撃で目が覚め、船首甲板の作業灯を点灯したところ、消波ブロックが見えたため、衝突に気付き、昇橋してきた甲板員に負傷がないことを確認し、機関を後進にかけて消波ブロックから離れ、岩船港内の岸壁に係船した。</p>
気象・海象	<p>気象：天気 濃霧、風 なし、視界 不良</p> <p>海象：海上 平穩</p> <p>村上市には、本事故当時、濃霧注意報が発表されていた。</p>
その他の事項	<p>本船は、日によって多少の差はあるものの、03時30分ごろ帰港し、06時ごろ荷揚げを行い、操業準備の後、08時ごろ出港する操業形態であり、乗組員は、帰港から荷揚げ開始までの2～3時間しか睡眠をとることができなかつた。なお、休日は、月曜日及び金曜日の帰港後から翌朝の操業準備開始までの間であり、本事故当日が月曜日で帰港後は休日の予定であった。</p> <p>本船は、漁場で操業中、船長が操船に、甲板員が漁獲物の選別、箱詰めなどの作業にそれぞれ当たっており、船長は、甲板員に疲労が蓄積しやすい状況であったため、甲板員に操船を交替することは可能であったが、主に単独で漁場までの往復航の操船に当たっていた。</p> <p>船長は、漁船群を避航し終え、入港まで約15分の距離となる本件マーカ一まで約3.4Mの地点に達した頃から、気の緩みを感じていた。</p> <p>船長は、ふだんから眠気を感じた状態で操船に当たっていたが、これまで居眠りすることがなかつたため、本事故当時も居眠りすることはないと思い、甲板員と操船を交替せずに操船を続けた。</p> <p>本船のレーダーは、障害物に接近すれば、警報が鳴る機能を備えており、本事故当時、船長は、3Mの距離で警報が鳴るように設定していたが、本船が本件マーカ一まで約3.4Mの地点に達したとき、岩船港の防波堤等を感知して警報が鳴りっ放しとならないように警報を切っていた。</p> <p>船長は、本事故当時、睡眠不足であったほかは体調は正常であり、睡眠時無呼吸症候群と診断されたことや、急に意識を失ったことはなかつた。</p>
分析	
乗組員等の関与	あり
船体・機関等の関与	なし

<p>気象・海象の関与 判明した事項の解析</p>	<p>なし</p> <p>本船は、岩船港北西方の漁場から同港へ向けて手動操舵で航行中、単独で操船中の船長が居眠りに陥ったことから、岩船港第2西防波堤の沖側に設置された消波ブロックに衝突したものと考えられる。</p> <p>船長は、約2～3時間しか睡眠をとることができず、眠気を感じる状態であったこと、及び操業中の他船を避航し終え、入港まで約15分の距離となる地点に達して気が緩んだことから、居眠りに陥ったものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、夜間、本船が、岩船港北西方の漁場から同港へ向けて手動操舵で航行中、単独で操船中の船長が居眠りに陥ったため、岩船港第2西防波堤の沖側に設置された消波ブロックに衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>
<p>参考</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 操船者は、眠気を感じた場合、操船を他の有資格者に交替すること。 ・ 操船者は、目的地まで残り僅かな距離に達していても、目的地到着まで気を緩めることなく操船を続けること。